

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、令和 3 年 3 月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 5 月 7 日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第 1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年山形県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するなどの方法により実施

第 2 監査実施状況

監査は、監査対象機関 19 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
置 賜 食 肉 衛 生 検 査 所	令和 3 年 3 月 15 日	小野委員	武田委員
衛 生 研 究 所	令和 3 年 3 月 15 日	小野委員	武田委員
工 業 技 術 セ ン タ ー 置 賜 試 験 場	令和 3 年 3 月 15 日	小野委員	武田委員
山 形 職 業 能 力 開 発 専 門 校	令和 3 年 3 月 15 日	小野委員	武田委員
東 桜 学 館 中 学 校	令和 3 年 3 月 15 日	小野委員	武田委員
山 形 中 央 高 等 学 校	令和 3 年 3 月 15 日	小野委員	武田委員
東 桜 学 館 高 等 学 校	令和 3 年 3 月 15 日	小野委員	武田委員
米 沢 工 業 高 等 学 校	令和 3 年 3 月 15 日	小野委員	武田委員
ゆ き わ り 養 護 学 校	令和 3 年 3 月 15 日	小野委員	武田委員
南 陽 警 察 署	令和 3 年 3 月 15 日	小野委員	武田委員
県 立 博 物 館	令和 3 年 3 月 15 日	木村委員	海老名委員
山 形 南 高 等 学 校	令和 3 年 3 月 15 日	木村委員	海老名委員
霞 城 学 園 高 等 学 校	令和 3 年 3 月 15 日	木村委員	海老名委員
米 沢 商 業 高 等 学 校	令和 3 年 3 月 15 日	木村委員	海老名委員
置 賜 農 業 高 等 学 校	令和 3 年 3 月 15 日	木村委員	海老名委員
南 陽 高 等 学 校	令和 3 年 3 月 15 日	木村委員	海老名委員
村 山 特 別 支 援 学 校	令和 3 年 3 月 15 日	木村委員	海老名委員
楯 岡 特 別 支 援 学 校	令和 3 年 3 月 15 日	木村委員	海老名委員

尾 花 沢 警 察 署	令和3年3月15日	木村委員	海老名委員
-------------	-----------	------	-------

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 山形職業能力開発専門校

(イ) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

a 調定手続きが、調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの 1件

土地建物貸付収入（自動販売機設置場所賃貸借料）

調定すべき日 令和2年4月1日

調定日 令和2年7月16日

調定額 106,000円

b 調定手続きが、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 1件

土地建物使用料（光熱水費等）

調定すべき日 令和2年4月8日

調定日 令和2年5月29日

調定額 592円

ロ 山形中央高等学校

(イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

収入事務が適切でないものがある。

所属口座に振り込まれた高等学校使用料について、県口座への払い込みが正当な理由もなく相当な期間にわたり遅延しているもの 17件

主な事例は以下のとおり

令和2年4月分

学校口座への振込日 令和2年5月7日

県公金口座への払込日 令和2年7月1日

(ロ) 収入事務が適切でないものがある。

(内容)

入学料の免除申請書の免除権者への進達に、申請書受理日から2箇月を超えているもの 1件

申請書受理日 令和2年4月

申請書進達日 令和2年9月25日

(ハ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に、代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 2件 合計106,671円

主な事例は以下のとおり

白灯油の購入（令和元年 11 月分）

検査日 令和元年 11 月 20 日
請求書受理日 令和 2 年 4 月 1 日
支払日 令和 2 年 4 月 10 日
支出額 58,080 円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に、代金の支払を検査が完了した日から 2 箇月を超えてしていないもの 5 件 合計 1,149,805 円

主な事例は以下のとおり

大型気化式冷風機の購入

検査日 令和 2 年 8 月 9 日
請求書受理日 令和 2 年 11 月 4 日
支払日 令和 2 年 11 月 18 日
支出額 564,300 円

- (二) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

奨学のための給付金について、支出時期の目安（8 月）から相当な日数が経過してから支出しているもの 40 件

主な事例は以下のとおり

支出年月日 令和 2 年 2 月 10 日

- (ホ) 随意契約の要件に該当しないものがある。

(内容)

競争入札に付すべきところ、見積合わせによる随意契約を行っているもの 2 件

主な事例は以下のとおり

コピー用紙の購入

支出予定金額 1,676,400 円
契約年月日 令和 2 年 4 月 1 日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

- (イ) 公金等の管理が適切でないものがある。（米沢工業高等学校）

ロ 支出

- (イ) 支払期限内に支払をしていないものがある。（置賜食肉衛生検査所）
(ロ) 諸手当の額の決定又は支給が適切でないもので、5 万円以上のものがある。（山形南高等学校、ゆきわり養護学校）
(ハ) 日本スポーツ振興センター災害共済給付金について、給付金の支払通知から相当な日数が経過してから支出しているものがある。（楯岡特別支援学校）